

大口町告示第9号

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年2月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱（平成19年大口町告示第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第15項に規定する共同生活援助」を「第5条第17項に規定する共同生活援助（ただし、障害支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。以下同じ。））」に改める。

第3条第1号中「（平成18年厚生労働省令第171号）」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項に規定する共同生活援助（ただし、障害支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。以下同じ。）</u>を実施する事業所に対して、運営費を交付することにより、経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的とする。</p> <p>（補助対象事業所）</p> <p>第3条 補助対象事業所は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人の運営する事業所とし次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業所とする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第15項に規定する共同生活援助</u>を実施する事業所に対して、運営費を交付することにより、経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的とする。</p> <p>（補助対象事業所）</p> <p>第3条 補助対象事業所は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人の運営する事業所とし次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業所とする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）<u>第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所であること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>